

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第9号説明資料

令和3年2月15日

損害賠償の額を定めることについて

資料

事故概要 1～2

危機管理課

事故概要

事故発生日時：令和2年12月15日（火）午前9時45分頃

場 所：中郡大磯町東小磯183番地 大磯町役場本庁舎駐車場

損 害 物 件：自家用車（相手方）

運 転 者：政策総務部危機管理課主事補

事 故 車 両：公用車（トラック）／湘南400て6033

：相手方車両（普通乗用車）／

事故の相手方：

事故発生状況：防災備蓄倉庫の片付け作業のため、本庁舎駐車場において公用車（トラック）を後退させていたところ、車両左後方部の安全確認が不十分であったことから、駐車中の相手方車両（普通乗用車）の左前方側面上部に公用車の荷台が接触し破損させた。

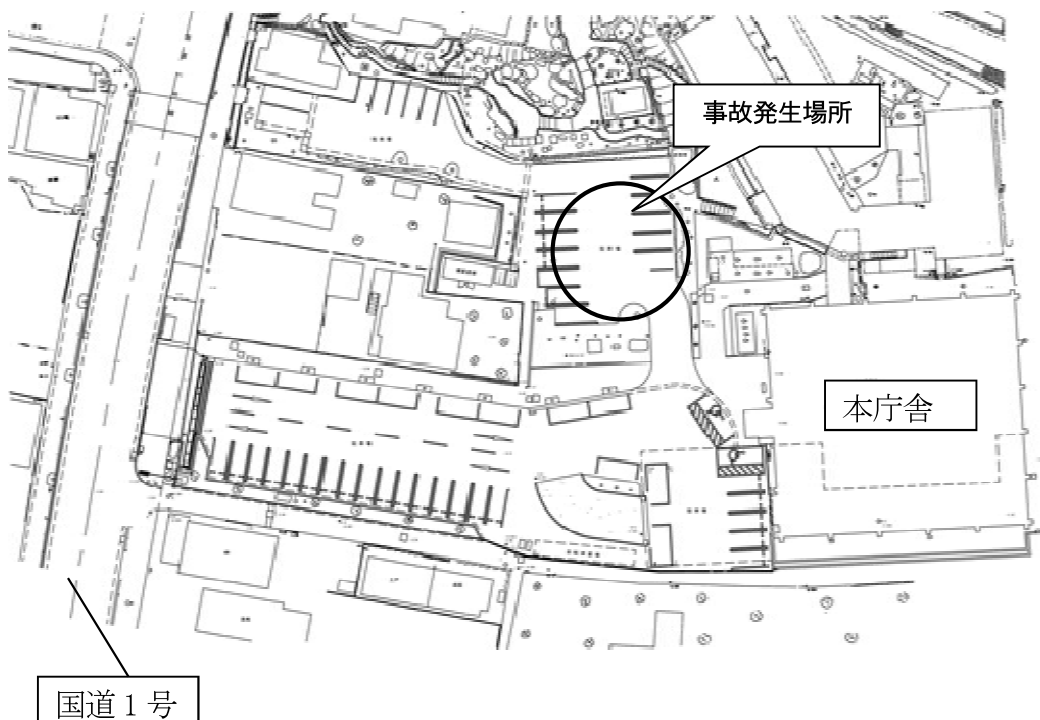
対 応：事故の状況から被害者には過失がないため、事故により発生した費用（車両修理費及び代車費用）の全額を町が賠償する。

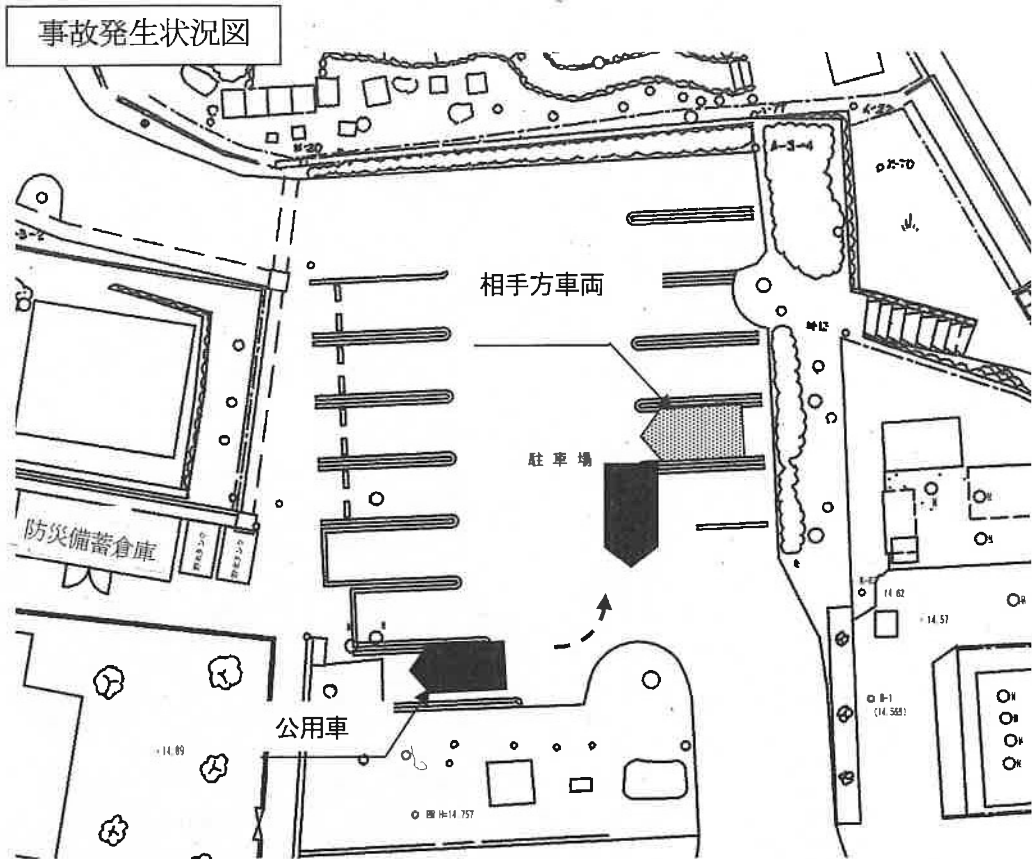
損害賠償金額：232,061円

（内訳）

- ・車両修理費 111,061円
- ・代車費用（レンタカー） 121,000円

位置図





公用車（トラック）を後退させていたところ、公用車（トラック）左後方部と相手方車両（普通乗用車）の左前方側面上部が接触した。

車両写真



事故の相手方車両（普通乗用車）



運転していた公用車（トラック）